

締切

2025年9月12日(金)

提出物

メール添付で右のアドレスまでお送りください

①出展申込書
②出展ブランド資料 * 商品写真、ブランドコンセプト、価格がわかるもの

問い合わせ先

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-10 PPH406
Mail: plugin-ex@credits.co.jp
TEL: 070-6481-9272
CREDITS株式会社 (PLUG IN | Editorial事務局)

当社は募集要項および出展規約を遵守することを承諾して下記の通り出展を申し込みます。

出展申込者情報	会社名 (屋号)		TEL もしくは 携帯	
	所在地	〒	担当者	ふりがな
	E-mail	※事務局より出展に関するご連絡はすべてメールでお送りしますので、必ずご確認いただけるアドレスをご記入ください。		WEB もしくは Instagram

◆申込プラン[ご希望のプランに✓を入れてください]

出展プラン	単価（税抜）	単価（税込）	単価（税込）	小計
《ブースプラン》 ☐ 4.8㎡（W2700×D1800） 《付帯》 * 壁面 * 出展名表示プレート * アームスポットライト	¥ 253,000	¥ 278,300	* 希望数をご記入ください ×（ ） 小間	= ¥
《スペースプラン》 ☐ 2.7㎡（W1800×D1500） * 1社につき最大2小間まで申込みが可能です。それ以上の展示面積を希望する場合はブースプランをお申し込みください。 * 壁面の設置はできません * 隣り合う出展者に配慮したレイアウトをお願いします 《付帯》 * 出展名表示プレート	¥ 135,000	¥ 148,500	* 希望数をご記入ください * 最大2小間まで ×（ ） 小間	= ¥
《アクセサリ・ジュエリー・コスメ限定什器付帯プラン》 ☐ 2.25㎡（W1500×D1500） * 募集数20小間 * アクセサリ・ジュエリー・コスメの出展者はブースプラン、スペースプランを申し込むこともできます * 壁面の設置はできません 《付帯》 * 出展名表示プレート * 展示什器	¥ 143,000	¥ 157,300	× 1 小間	= ¥
《食物販限定プラン》 ☐ 展示テーブル付き W1500×D600	¥ 50,000	¥ 55,000	× 1 小間	= ¥
☐ 中小機構割	ブースプラン1小間につき22,000円、他のプランは1小間につき11,000円をお値引きをします。			
合計（税込）				(¥)

◆案内状希望枚数 ※来場促進にご活用いただける招待状はがきを希望数無料にてお送りします。（上限は200枚）希望数 [] 枚

通信欄/問合せ欄

1.出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、申込書に記載されている申し込み方法に従って必要書類を共催の主催者であるCREDITS株式会社あてに送付してください。主催者はこれを審査の上、合格と判断した出展者に「出展確定通知」と「請求書」を発行いたします。出展者と主催者との出展契約は、この「出展確定通知」を発送した時点をもって成立するものとします。なお、申し込み小間数は、1小間単位とします。

2.出展料の支払い

出展者は「請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前に支払うものとし

3.出展の変更・取り消し

出展の取り消しまたは出展申し込みに際して申し込んだ展示スペース（以下、「小間」といいます）の変更については、すべて文書にその理由を明記し、主催者に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の主催者への到達日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。
（ア）出展確定から展示会初日の30日前まで：出展料の50%
（イ）展示会初日からその29日前まで：出展料の100%

4.小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

5.小間位置の決定

小間の位置は主催者が決定します。一度決定した小間位置に対する異議申し立てはできません。小間割り発表後も主催者が必要と判断した場合、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置を不服として出展の取り止めを申し出た場合も、書面による通常の手続きを必要とし、規定の取り消し料を申し受けます。また、その際出展者は小間位置の変更に対する損害賠償の請求はできません。

6.小間の使用方法

（1）宣伝・営業活動はすべて小間の中で行われるものとします。小間以外のスペースを使用しての宣伝活動はできません。
（2）主催者は、その音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、展示会の目的に適合しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。
（3）出展者は（2）の制限または撤去を行ったことによる費用を負担するものとします。また、その際これらの変更・制限によって生ずるすべての損失・損害に関し主催者に対して損害賠償を請求することはできません。
（4）他社ブースの写真・VTR撮影は禁止します。但し許可を得た場合はこの限りではありません。
（5）小間内の展示に関しては消防法令を遵守して頂くものとします。

7.出展品目・条件

（1）出展品は開催趣旨・目的に合った品目に限定されるものとします。また、出展品目であっても、主催者が不合格と判断した場合は出展できません。
（2）国内出展者の出展品は自社オリジナルブランドまたはライセンス・輸入などの契約ブランドとします。なお、並行輸入品は出展できません。また、海外出展者の出展品は自社のオリジナルブランドとします。

（3）主催者は、前各項の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去をもとめることができます。なお、出展者が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

8.保証条項

出展者は主催者に対し、PLUG IN | Editorialの出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

9.出展者の義務

出展者は主催者に対し、自己のPLUG IN | Editorialの出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、PLUG IN | Editorialの正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

10.出展物の管理と責負

主催者は、出展物の管理・保全について注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。夜間は無人となりますので、貴重品は各自で管理して下さい。

11.出展物の設置および撤去

（1）出展物等の会場への搬入と設置は、「出展マニュアル」により通知される時間内に行われるものとします。小間内の出展物設置は、開会の当日定められた時間までに完了して下さい。出展者が開会の当日定められた時間までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で利用できる権利を有します。その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。
（2）会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展者は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行うこととします。搬入、搬出の際に路上駐車をして発生した事故は主催者は責任を負いません。
（3）小間内に出展物および装飾物等は、会期最終日の定められた時間までに撤去して下さい。その時までに撤去されないものは出展者が所有権を放棄したものとみなし、主催者が撤去します。撤去費用は出展者の負担とします。

12.契約の解除

（1）主催者は出展確定通知を発行した後でも出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。
1.指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。
2.規約4項ないし6項の小間の使用方法等に関する規定に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
3.規約7項（出展品目・条件）に違反する行為がある場合。
4.出展者の出展品が規約8項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断がなされた場合。
5.出展物に限らず、取り扱い商品に不当な表示などが認められた場合。
6.規約9項の事態において、紛議が適切に解決されず、PLUG IN | Editorialの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがある場合。
7.その他、PLUG IN | Editorialの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
（2）主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展者は以下の事項を異議なく承認するものとします。
1.PLUG IN | Editorial開催期間中の場合、主催

者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を現状に復すること。
2.主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
3.解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
4.出展者が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償を補償すること。
（3）主催者は、本項（1）の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、会場内掲示について出展者の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

13.損害賠償

（1）出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。
（2）出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
1.出展者のPLUG IN | Editorialの出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
2.1の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとし

14.展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期または中止することがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外に出展者側の発生した経費については補償いたしません。

15.規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

16.準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

17.使用言語

本契約の使用言語は、出展者が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

18.合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。
補足：出展確定の場合、出展申込書に「出展を受け付けました。」と押印し、そのコピーを送付いたします。このコピーを「出展確定通知」とします。

2024年5月9日改訂